

大規模広域災害に備えた 防災・減災対策等について

九州・山口地域においては、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震への対応をはじめとして、陸続きでない島しょ部での広域災害対応など、大規模広域災害への備えを加速させていかなければならないことから、今後起こり得る大規模広域災害に備え国と地方が一体となった防災・減災対策等に関し、以下の項目について適切に対応するよう求める。

1 大規模広域災害に備えた防災・減災対策

(1) 南海トラフ地震等の大規模広域災害への対応

平成31年3月、国において突発地震に備えることの重要性に加え、大規模地震発生の可能性が高まった際等の防災対応の必要性が示されたところである。

南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、津波避難施設や河川・海岸施設等の整備並びに地方の応急対策、後発地震対応等に資する取組が進められるよう、十分な予算の確保並びに財政支援の拡充等を講じるとともに、産業・雇用の中核であり、かつ災害時にも重要な役割を担うコンビナート施設等への災害予防対策を強化すること。

また、国土強靱化を進め、迅速な復旧・復興を支援する広域防災拠点などの関連インフラの整備を加速させるため、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の期限を延長するとともに、地方の実情も踏まえ、対象事業の拡大など財政支援を拡充すること。

さらに、国民への迅速・正確な震度・津波情報等の提供及び緊急的な防災体制の確立に資するため、南海トラフの西側の領域における地殻変動や地震津波の観測・監視体制（N-net）の早期完成と震度情報ネットワークの再構築など、地震観測体制の充実強化に取

り組むこと。

(2) 広域的な物流拠点の整備等に向けた支援

平成28年熊本地震では、県の広域防災活動拠点が被災し使用不能となる状況が生じたことから、国を主体とする救援物資保管施設等の整備を進めること。

また、九州・山口各県では、近隣県の物資集積拠点の相互利用や、補完的施設としての民間物流施設の活用について検討を進めていることから、広域的な物資集積拠点の整備や物流体制の構築に向けた取組に対し、支援を行うこと。

(3) 島しょ部における広域災害等への対応

陸続きでない島しょ部は、輸送交通手段が限られるなど、地理的制約があることから、人や物資の輸送方法をはじめとする島しょ部への支援について、国としても検討を進めること。

とりわけ沖縄県への広域応援のあり方については、これまで九州地方知事会としても広域応援訓練等に取り組んできたところであるが、国としても検討を進めること。

また、琉球海溝付近においても、南海トラフ地震のような海溝型の巨大地震が起きる可能性があることが大学等の研究で明らかになっていることから、国においても検証・評価を行うこと。

(4) 火山災害対策

火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化や予知に関する技術開発を進めるとともに、観測機器の整備や機能強化、避難体制の構築、堰堤や避難道路の整備等に対する技術支援及び財政支援を拡充すること。

また、降灰などが断続的に続いている地域では、農林水産業や観光業等への被害や悪影響が生じていることから、風評被害も含めた対策への支援を強化すること。

(5) 災害救助法制度の見直し

都道府県の裁量による適時的確な応急救助が可能となるよう、

救助の期間や資金使途などの制約の撤廃等を行うとともに、家屋被害認定調査などの経費に対する災害救助法の適用範囲の拡大や災害救助費全般に係る国庫負担率の引上げなど、既存法律等の見直しを行うこと。

(6) 被災者生活再建支援制度の見直し

現行制度は、同一災害・同程度の被災であっても、居住する市町村によって支援の差が生じる等の問題があることから、一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合には、全ての被災市町村に支援対象を拡充するよう、制度を見直すこと。

半壊世帯・準半壊世帯・一部損壊世帯のほか、宅地の復旧や店舗兼住宅等も支援対象に加えるとともに、長期間の仮住まいを余儀なくされる被災者に対する支援策を講じること。また、住宅被害が少なく、法に定める自然災害に該当しない場合であっても、火山噴火等により避難が長期にわたり継続する場合は支援金を支給するなど、制度の見直しを図ること。

さらに、制度の見直し等が行われるまでの間、国の制度の対象外となっている被災者に対し、地方が独自に支援する場合には、地方への財政支援を行うこと。

加えて、被災者の意向に沿った住まいの再建ができるよう、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設すること。

(7) 建築物の耐震化に対する支援

不特定多数の者が利用し、災害時の避難所等としての機能も期待される大規模建築物について、耐震設計及び耐震改修に係る費用への補助に必要な予算を確保するとともに、地方への財政支援の拡充等を図ること。

また、災害時において重要な拠点となる防災拠点建築物や避難路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化に係る費用についても、同様の対策を講ずること。

さらに、平成28年熊本地震を教訓として、救急病院や福祉避難所も含めた避難所として活用される施設の耐震化や建替えに要

する費用への補助制度を創設すること。

(8) 近年の大規模災害を踏まえたライフラインの強靱化等の推進

大規模災害から地域住民の生命・財産を守り、地域の経済社会活動を維持できるよう、その基盤となる電力・水道インフラ、交通インフラなどライフラインの強靱化や液状化対策を推進すること。

2 頻発する大規模災害に備えた態勢確保

近年、数十年に一度と言われるような大規模な災害が頻発しており、今後、どの地域で発生してもおかしくない状況にある。

大規模な被害を受けた自治体では、国や他の地方自治体からの応援を受けながら、災害への対応に取り組んでいる。

今後も、国・地方をあげて、予測できない大規模災害に対して迅速かつ円滑に対応できるよう、国・地方において必要な体制を維持・確保すること。

3 平成 28 年熊本地震の経験を踏まえた復旧・復興までの持続的な支援

被災者の生活再建や災害復旧・復興等には、長い年月と多額の経費を要することから、今後の本格的な復旧・復興に向けて、中長期的な財政措置の継続や予算の確保など、引き続き地方負担を最小化するために必要な措置を講じること。

また、平成 28 年熊本地震対応のため講じられた特別な財政措置等で、今後の大規模災害発生時に必要不可欠なものは勿論のこと、新たなまちづくりに向けた復興交付金制度の創設とその常設化を図るなど、被災自治体が復旧・復興の取組に注力できるような仕組みを構築すること。

令和 2 年 1 1 月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞